

奈良市公報

号外第 20号

平成 16年 11月 9日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社 京阪工技社

目次

条 例

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例.....	1
奈良市手数料条例の一部を改正する条例.....	1
奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例.....	2
奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	2
市立奈良病院使用料及び手数料条例.....	2

規 則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則.....	4
短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則.....	4
奈良市公有財産規則の一部を改正する規則.....	5
奈良市公印規則の一部を改正する規則.....	5

告 示

ジフテリア及び破傷風の予防接種の実施.....	5
急性灰白髄炎予防接種の実施.....	5
平成 16年度奈良市病院事業会計予算等の要領.....	6
保存樹の指定.....	7
放置自転車等の保管.....	8
生活保護法の規定による施術者の指定.....	8
身体障害者福祉法に規定する医師の指定.....	8
指定医の指定辞退.....	8
放置自転車等の保管(2件).....	8
平成 16年度奈良市一般会計補正予算等の要領.....	9
公共下水道の供用及び下水の処理の開始.....	11
開発行為に関する工事の完了.....	11
生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出.....	12
生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出.....	12
生活保護法の規定による医療機関の指定.....	12
放置自転車等の保管.....	12

訓 令 甲

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令.....	12
----------------------------------	----

監 査

住民監査請求の監査結果に対して講じた措置の公表...	13
平成 15年度包括外部監査の結果に基づいて講じた措置	

の公表.....	13
監査の結果に基づいて講じた措置の公表.....	21
公 営 企 業	
奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定.....	22
奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程.....	22
奈良市水道局公用車管理規程の一部を改正する規程...	22
選 挙 管 理 委 員 会	
在外選挙人名簿からの抹消.....	24
農 業 委 員 会	
臨時総会の招集.....	24

条 例

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16年 9月 27日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市条例第 38号

奈良市行政組織条例の一部を改正する条例

奈良市行政組織条例(平成 13年奈良市条例第 37号)の一部を次のように改正する。

第 2 条市民生活部の部分中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 病院事業に関すること。

附 則

この条例は、平成 16年 12月 1 日から施行する。

(平成 16年 9月 27日 掲示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16年 9月 27日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市条例第 39号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例(平成 12年奈良市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表第 24 項中「第 3 条の 2 第 2 項第 12 号八若しくは第 62 条の 3 第 4 項第 12 号八」を「第 3 条の 2 第 2 項第 13 号八若しくは第 62 条の 3 第 4 項第 13 号八」に改め、同表第 34 項中「第 3 条の 2 第 2 項第 13 号二若しくは第 62 条の 3 第 4 項第 13 号二」を「第 3 条の 2 第 2 項第 14 号二若しくは第 62 条の 3 第 4 項第 14 号二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成 16年 9月 27日 揭示済)

奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16年 9月 27日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市条例第 40号

奈良市営駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市営駐車場条例(平成 9年奈良市条例第 40号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 中「15,000円」を「10,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市営駐車場条例別表第 1 の規定は、平成 16年 11月以後の定期利用に係る駐車料金から適用し、同月前の定期利用に係る駐車料金については、なお従前の例による。

(平成 16年 9月 27日 揭示済)

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16年 9月 27日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市条例第 41号

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和 58年奈良市条例第 16号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

2 平成 16年 10月 1 日から規則で定める日までの間においては、別表奈良市東消防署の項中「奈良市西木辻町 4 番地の 1」とあるのは、「奈良市井上町 13 番地の 1」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成 16年 9月 27日 揭示済)

市立奈良病院使用料及び手数料条例をここに公布する。

平成 16年 9月 27日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市条例第 42号

市立奈良病院使用料及び手数料条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22年法律第 6号)第 228 条第 1 項の規定に基づき、市立奈良病院の使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(使用料等の額)

第 2 条 市立奈良病院で徴収する使用料の額は、次に定めるところによる。

(1) 一般診療(次号から第 5 号までに掲げる診療以外の診療をいう。)については、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成 6 年厚生省告示第 54号)及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成 6 年厚生省告示第 23号)により算定した額。ただし、消費税法(昭和 63 年法律 108号)第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されない診療以外の一般診療については、当該算定した額に 100分の 105を乗じて得た額

(2) 老人保健法(昭和 57 年法律第 8号)の適用を受ける診療については、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成 6 年厚生省告示第 72号)及び老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成 6 年厚生省告示第 253号)により算定した額

(3) 労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50号)の適用を受ける診療については、労災診療費算定基準(昭和 57 年 1 月 13 日付け基発第 72号労働省労働基準局長通知)により算定した額

(4) 自動車損害賠償保障法(昭和 30 年法律第 9号)の適用を受ける診療については、第 1 号により算定した額に 100分の 150を乗じて得た額

(5) 別表第 1 の左欄に掲げる診療、検診等については、同表の右欄に掲げる額

(6) 駐車場については、別表第 2 に掲げる額

2 市立奈良病院で徴収する手数料の額は、別表第 3 のとおりとする。

(納付)

第 3 条 使用料等(駐車場の使用料を除く。以下この条において同じ。)は、その都度納付しなければならない。ただし、入院に係る使用料等にあつては、各月分の使用料等を定められた期日(月の途中で退院するときは、退院の日)までに納付しなければならない。

2 駐車場の使用料は、出庫の際納付しなければならない。ただし、入院患者の付添者は、当該使用料を前納しなければならない。

(使用料等の減免又は徴収の猶予)

第 4 条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、使用料等の全部又は一部を減免し、又は徴収を猶予することができる。

(還付)

第 5 条 既納の使用料等は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16年 12月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

種 別		単 位	金 額
初診時特定療養費		1 回につき	78円
入院特定療養費	老人	1 日につき	1,460円
	その他	1 日につき	1,743円
妊婦検診基本料	初診	1 回につき	5,397円
	再診	1 回につき	2,790円
乳房マッサージ料	初診	1 回につき	4,987円
	再診	1 回につき	2,380円
分べん料	時間内	産児 1 人につき	90,000円
	時間外	産児 1 人につき	100,000円
	深夜	産児 1 人につき	110,000円
新生児室料		1 日につき	1,650円
新生児に係る整形回診		1 回につき	3,220円
新生児に係る小児科回診		1 回につき	1,120円
新生児に係る乳幼児育児栄養指導加算		1 回につき	1,300円
健康診断料		1 回につき	実費を勘案して市長が定める額
予防接種料		1 回につき	実費を勘案して市長が定める額
入院特別室使用料	助産の場合	特別室 (A)	1 日につき 10,000円
		特別室 (B)	1 日につき 5,000円
		特別室 (C)	1 日につき 3,000円
	その他の場合	特別室 (A)	1 日につき 10,500円
		特別室 (B)	1 日につき 5,250円
		特別室 (C)	1 日につき 3,150円
その他		その都度市長が定める額	
備考			
<p>1 入院特定療養費は、健康保険法第 86 条第 1 項に規定する療養についての費用の額の算定方法 (平成 14 年厚生労働省告示第 8 号) 別表第 2 又は老人保健法第 3 条の 3 第 1 項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準 (平成 14 年厚生労働省告示第 82 号) 別表第 2 に規定する入院期間が 18 日を超えた日以後の入院に係る療養について徴収する。</p> <p>2 入院特定療養費の項の「老人」とは、老人保健法第 1 条第 2 項に規定する老人医療受給対象者をいう。</p> <p>3 分べん料の項の「時間内」とは休診日以外の日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 (土曜日は午後零時 30 分) までを、「時間外」とは時間内及び深夜以外の時間を、「深夜」とは午後 10 時から翌日午前 6 時までをいう。</p>			

別表第 2 (第 2 条関係)

区 分	駐 車 時 間	金額 (1 台につき)
患者、患者の送迎者及び手術立会者	5 時間以内の場合	無料
	5 時間を超える場合	5 時間を超える時間 1 時間までごとににつき 100円
入院患者の付添者	1 日	200円
その他の利用者	30 分以内の場合	無料
	30 分を超え 1 時間以内の場合	100円
	1 時間を超える場合	1 時間を超える時間 1 時間までごとににつき 200円

別表第 3 (第 2 条関係)

種 別	単 位	金 額
出産育児一時金、出産手当金又は配偶者出産育児一時金に係る証明書又は意見書	1 通につき	1,575円
自動車損害賠償責任保険に係る診断書	1 通につき	5,250円
自動車損害賠償責任保険に係る診療明細書	1 通につき	4,200円
年金受給関係診断書	1 通につき	4,200円
生命保険関係診断書又は明細書	1 通につき	5,250円
出生証明書	1 通につき	3,150円
死亡診断書	1 通につき	3,150円
健康診断書	1 通につき	3,150円
診療費支払証明書	1 通につき	1,050円
入院証明書	1 通につき	2,100円
一般診断書	様式持参の場合	1 通につき 3,150円
	その他の場合	1 通につき 2,100円
診察券再発行	1 件につき	105円
その他	その都度市長が定める額	

(平成 16年 9月 27日 揭示済)

規 則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 9月 27日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 70号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則(昭和 49年奈良市規則第 2号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 3 条の 2 第 2 項第 12号八、第 6 条の 3 第 4 項第 12号八」を「第 3 条の 2 第 2 項第 13号八、第 6 条の 3 第 4 項第 13号八」に改める。

第 8 条中「第 3 条の 2 第 2 項第 12号八及び第 6 条の 3 第 4 項第 12号八」を「第 3 条の 2 第 2 項第 13号八及び第 6 条の 3 第 4 項第 13号八」に改める。

別記第 1 号様式中「第 3 条の 2 第 2 項第 12号八」を「第 3 条の 2 第 2 項第 13号八」に、「第 6 条の 3 第 4 項第 12号八」を「第 6 条の 3 第 4 項第 13号八」に改める。

別記第 3 号様式中「第 3 条の 2 第 2 項第 12号八」を「第 3 条の 2 第 2 項第 13号八」に、「第 6 条の 3 第 4 項第 12号八」を「第 6 条の 3 第 4 項第 13号八」に改める。

別記第 4 号様式中「第 3 条の 2 第 2 項第 12号八」を「第 3 条の 2 第 2 項第 13号八」に、「第 6 条の 3 第 4 項第 12号八」を「第 6 条の 3 第 4 項第 13号八」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 16年 9月 27日 揭示済)

短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得

の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 9月 27日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 7号

短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則

短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則(昭和 49年奈良市規則第 2号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 条の 2 第 2 項第 13号二、第 6 条の 3 第 4 項第 13号二」を「第 3 条の 2 第 2 項第 14号二、第 6 条の 3 第 4 項第 14号二」に改める。

第 2 条第 1 項中「第 3 条の 2 第 2 項第 13号二」を「第 31 条の 2 第 2 項第 14号二」に、「第 6 条の 3 第 4 項第 13号二」を「第 6 条の 3 第 4 項第 14号二」に改め、同条第 2 項第 5 号中「第 3 条の 2 第 2 項第 13号二又は第 6 条の 3 第 4 項第 13号二」を「第 3 条の 2 第 2 項第 14号二又は第 6 条の 3 第 4 項第 14号二」に改める。

第 3 条第 1 項及び第 2 項第 2 号中「第 3 条の 2 第 2 項第 13号二又は第 6 条の 3 第 4 項第 13号二」を「第 3 条の 2 第 2 項第 14号二又は第 6 条の 3 第 4 項第 14号二」に改める。

別記第 1 号様式中「第 3 条の 2 第 2 項第 13号二」を「第 3 条の 2 第 2 項第 14号二」に、「第 6 条の 3 第 4 項第 13号二」を「第 6 条の 3 第 4 項第 14号二」に改める。

別記第 2 号様式中「第 3 条の 2 第 2 項第 13号二」を「第 3 条の 2 第 2 項第 14号二」に、「第 6 条の 3 第 4 項第 13号二」を「第 6 条の 3 第 4 項第 14号二」に改める。

別記第 3 号様式中「第 3 条の 2 第 2 項第 13号二」を「第

3条の2第2項第1号ニに、「第62条の3第4項第13号ニ」を「第62条の3第4項第14号ニ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成 16年 9月 27日 掲示済)

奈良市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 9月 27日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 72号

奈良市公有財産規則の一部を改正する規則

奈良市公有財産規則(昭和 49年奈良市規則第 29号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「管理に」を「管理及び処分に」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 各部の事務事業に関連のある財産で、市長が認めるもの

第 5 条第 2 項中「管理に」を「管理及び処分に」に改め

	てん書	方 25	出 納 室	出納事務用	1
--	-----	------	-------	-------	---

」を

	てん書	方 25	財 政 課	起債等事務用	1
			出 納 室	出納事務用	1

に改める。

附 則

この規則は、平成 16年 10月 1 日から施行する。
(平成 16年 9月 27日 掲示済)

告 示

奈良市告示第 47号

予防接種法(昭和 23年法律第 68号)第 3 条第 1 項の規定によるジフテリア及び破傷風の予防接種(二種混合)を行いますので、予防接種法施行令(昭和 23年政令第 197号)第 5 条の規定により次のとおり公告します。

平成 16年 9月 17日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 予防接種を受けるべき者の範囲
1歳以上 13歳未満の者(標準として小学 6 年生)
- 2 予防接種を行う期日及び場所
別紙のとおり
- 3 接種不適当者
 - (1) 明らかな発熱(37.5 以上)を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシー(即時型のアレルギー反応のなかでも迅速な過敏反応)を呈したことが明らかな者
 - (4) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者

る。

第 39条第 1 項及び第 4 条第 1 項中「財務部長」を「部長」に改める。

第 50条中「及び河川」を「、河川及び法定外公共物」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 50条の改正規定は、平成 16年 10月 1 日から施行する。

(平成 16年 9月 27日 掲示済)

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 16年 9月 27日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 73号

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則(昭和 25年奈良市規則第 12号)の一部を次のように改正する。

別表市長印の項中

4 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 前回の予防接種で 2 日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

5 料金

無料

6 その他

不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成 16年 9月 17日 掲示済)

奈良市告示第 47号

急性灰白髄炎予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令(昭和 23年政令第 197号)第 5 条の規定により公告します。

平成 16年 9月 17日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 予防接種の対象者の範囲
生後 3 月から生後 90 月に至るまでの間にある者
 - 2 予防接種を行う期日及び場所
別紙のとおり
 - 3 接種不適当者
 - (1) 下痢が治癒していない者
 - (2) 明らかな発熱 (37.5 以上) を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー (即時型のアレルギー反応のなかで最も迅速な過敏反応) を呈したことが明らかな者
 - (5) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
 - 4 接種要注意事項
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
 - (2) 前回の予防接種で 2 日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 過去にけいれんの既往のある者
 - (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者
 - (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
 - 5 料金
無料
 - 6 その他
不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせてください。
- 別紙省略

(平成 16年 9月 17日 揭示済)

奈良市告示第 479号

平成 16年奈良市議会 9月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 219条第 2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 16年 9月 17日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 平成 16年度奈良市病院事業会計予算
- 2 平成 16年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算 (第 2号)
平成 16年度奈良市病院事業会計予算

- (総則)
- 第 1 条 平成 16年度奈良市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。
- (業務の予定量)
- 第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。
- 1 病床数 一般病床 300床
 - 2 年間患者数 (12月 から 3月 分まで延べ)
 - (1) 入院 22,99人
 - (2) 外来 34,04人
 - 3 1日平均患者数
 - (1) 入院 190人
 - (2) 外来 358人
 - 4 主要な建設改良事業
 - (1) 施設整備事業費 46,000円
 - (2) 機器備品購入事業費 150,000円
- (収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 病院事業収益	1,194,345円
第 1 項 医業収益	1,078,221円
第 2 項 医業外収益	116,124円
支 出	
第 1 款 病院事業費用	1,240,000円
第 1 項 医業費用	1,235,401円
第 2 項 医業外費用	4,099円
第 3 項 予備費	500千円
(資本的収入及び支出)	

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 資本的収入	196,000円
第 1 項 企業債	176,000円
第 2 項 補助金	20,000千円
支 出	
第 1 款 資本的支出	196,000千円
第 1 項 建設改良費	196,000千円
(継続費)	

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	市立奈良病院改修事業	396,600 ^{千円}	平成 16年度	46,000 ^{千円}
				平成 17年度	350,600

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院施設整備及び機器備品購入事業費に充当	176,000 ^{千円}	証書借入	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは

		おいては、見直し後の 利率とする。))	繰上償還又は低利に借り換え ることができる。
--	--	-------------------------	---------------------------

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は 2,000,000 千円とする。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 項 医業費用

第 2 項 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 20,000 千円
(他会計からの補助金)

第 10 条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、120,730 千円である。

(重要な資産の取得)

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		4,157,929	36,500	4,194,429
	1 一般会計繰入金	4,067,929	36,500	4,104,429
8 市債		2,704,400	28,500	2,732,900
	1 市債	2,704,400	28,500	2,732,900
歳入合計		11,077,000	65,000	11,142,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		5,905,790	65,000	5,970,790
	1 下水道費	3,272,990	20,000	3,292,990
	2 下水管渠費	2,414,100	45,000	2,459,100
歳出合計		11,077,000	65,000	11,142,000

第 2 表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
下水道事業	2,704,400	2,732,900

(平成 16年 9月 17日 揭示済)

奈良市告示第 480号

奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例(平成 14年奈良市条例第 5号)第 7 条第 1 項の規定により保存樹を指定したので、同条第 5 項の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 9月 21日

奈良市長 大川 靖 則

第 1 条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
取得する資産	医療機器	硝子体手術装置	一式

平成 16年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算
(第 2 号)

平成 16年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 65,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,142,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

指定番号	樹木の内容			
	樹木の名称	ポダイジュ	本数	1 本
16- 001	所在地	奈良市西ノ京町 45 番地		
	樹木の名称	ヤマザクラ	本数	1 本
16- 002	所在地	奈良市押熊町 28 番地		

(平成 16年 9月 21日 揭示済)

奈良市告示第 481号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 9月 21日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 9月 21日
- 3 移動対象区域
JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から 14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
(平成 16年 9月 21日 揭示済)

奈良市告示第 482号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 55条において準用する同法第 49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 9月 21日

奈良市長 大川 靖 則

施 術 者		施 術 所		指 定 年月日
氏名	住所	名称	所在地	
松本裕士	奈良市中登美ヶ丘四丁目 1 ローレルスクエア 登美ヶ丘 3 - 606	松本鍼灸整骨院	奈良市大宮町六丁目 1 - 8 杉本ビル 6 F	平成 16年 9月 21日

(平成 16年 9月 21日 揭示済)

奈良市告示第 483号

身体障害者福祉法（昭和 24年法律第 283号）第 15条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和 62年奈良市規則第 29号）第 4 条の規定により告示します。

平成 16年 9月 22日

奈良市長 大川 靖 則

医師の 氏名	医療機関 の名称	医療機関の 所在地	診療科目	指定 年月日
榑部圭司	奈良県立奈良病院	奈良市平松一丁目 30- 1	呼吸器外科（呼吸器機能障害）	平成 16年 7月 1日
島谷英彦	高の原中央病院	奈良市右京一丁目 3 - 3	外科（直腸機能障害）	平成 16年 7月 1日

(平成 16年 9月 22日 揭示済)

奈良市告示第 484号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25年政令第 78号）第 3 条第 2 項の規定により、指定医がその指定を辞退したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和 62年奈良市規則第 29号）第 4 条の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 9月 22日

奈良市長 大川 靖 則

医師の 氏名	医療機関 の名称	医療機関の 所在地	診療科目	辞退 年月日
上山直人	高の原中央病院	奈良市右京一丁目 3 - 3	外科（ぼうこう又は直腸機能障害・小腸機能障害）	平成 16年 7月 1日

(平成 16年 9月 22日 揭示済)

奈良市告示第 485号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 9月 24日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 9月 24日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 16年 9月 24日 揭示済)

奈良市告示第 486号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 9月 27日

奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 9月 27日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 9月 27日 揭示済)

奈良市告示第 487号は、奈良市公報号外第 21号に掲載

奈良市告示第 488号

平成 16年奈良市議会 9月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 219

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		1,029,146	2,874	1,032,020
	1 分担金	3,791	274	4,065
	2 負担金	1,025,355	2,600	1,027,955
15 国庫支出金		15,190,559	52,925	15,137,634
	1 国庫負担金	11,779,635	5,336	11,784,971
	2 国庫補助金	3,096,378	58,261	3,038,117
16 県支出金		2,445,393	982	2,446,375
	2 県補助金	1,060,197	982	1,061,179
18 寄附金		192	2,000	2,192
	1 寄附金	192	2,000	2,192
20 繰越金		-	457,195	457,195
	1 繰越金	-	457,195	457,195
22 市債		19,235,200	39,100	19,196,100
	1 市債	19,235,200	39,100	19,196,100
歳 入 合 計		115,300,000	371,026	115,671,026

(註)「第 20 款 諸収入」、「第 2 款 市債」を「第 2 款 諸収入」、「第 2 款 市債」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		12,133,451	156,750	12,290,201
	1 総務管理費	8,397,796	143,250	8,541,046
	2 企画費	1,665,385	13,500	1,678,885
3 民生費		34,190,529	83,962	34,274,491
	1 社会福祉費	13,245,171	78,078	13,323,249

条第 2 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 16年 9月 27日

奈良市長 大川 靖 則

1 平成 16年度奈良市一般会計補正予算(第 2 号)

2 平成 16年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)

平成 16年度奈良市一般会計補正予算(第 2 号)

平成 16年度奈良市の一般会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 371,026 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 115,671,026 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の追加は、「第 2 表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

	2 児童福祉費	10,641,726	5,884	10,647,610
4 衛生費		10,840,233	137,337	10,977,570
	1 保健衛生費	1,221,225	135,730	1,356,955
	2 保健所費	2,461,169	1,607	2,462,776
9 土木費		14,414,060	100,527	14,313,533
	4 都市計画費	10,230,378	56,800	10,287,178
	5 住宅費	1,431,434	157,327	1,274,107
10 消防費		3,577,519	59,500	3,637,019
	1 消防費	3,577,519	59,500	3,637,019
11 教育費		11,614,907	24,300	11,639,207
	1 教育総務費	2,427,625	5,300	2,432,925
	2 小学校費	1,652,566	16,000	1,668,566
	4 高等学校費	845,968	2,000	847,968
	5 幼稚園費	2,050,838	1,000	2,051,838
12 災害復旧費		41,000	9,704	50,704
	1 農林水産業施設災害復旧費	1,000	1,704	2,704
	2 土木施設災害復旧費	40,000	8,000	48,000
歳 出 合 計		115,300,000	371,026	115,671,026

第 2 表 継続費補正

1 追加分

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
土木費	都市計画費	西大寺駅北駅前広場整備事業	56,000 ^{千円}	平成 16年度	9,000 ^{千円}
				平成 17年度	47,000

第 3 表 債務負担行為補正

1 追加分

事 項	期 間	限度額
第 10号 (古市) 市営住宅建替事業	平成 16年度から 平成 17年度まで	97,650 ^{千円}
第 11号 (杏中) 市営住宅建替事業	平成 16年度から 平成 17年度まで	33,182

第 4 表 地方債補正

1 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
公営住宅建設事業	412,400 ^{千円}	326,300 ^{千円}
消防施設整備事業	143,300	187,700
災害復旧事業	40,000	42,600
計	19,235,200	19,196,100

平成 16年度奈良市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 16年度奈良市の介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 60,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

14,488,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		2,322,978	60,000	2,382,978
	1 一般会計繰入金	2,210,478	60,000	2,270,478
歳入合計		14,428,600	60,000	14,488,600

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		467,117	60,000	527,117
	1 総務管理費	273,851	60,000	333,851
歳出合計		14,428,600	60,000	14,488,600

(平成 16年 9月 27日 揭示済)

奈良市告示第 489号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和 33年法律第 79号)第 9 条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成 16年 9月 27日から 2 週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成 16年 9月 27日

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
西登美ヶ丘幹線 - 15	奈良市登美ヶ丘二丁目 783- 30	奈良市登美ヶ丘二丁目 783- 27
鶴舞西第 1 幹線 - 36	奈良市百楽園一丁目 9 - 36	奈良市百楽園一丁目 9 - 35- 4
鶴舞西第 1 幹線 - 37	奈良市百楽園一丁目 9 - 35- 1	奈良市百楽園一丁目 9 - 35- 2
鶴舞西第 3 幹線 - 14	奈良市西登美ヶ丘七丁目 1980- 1008	奈良市西登美ヶ丘七丁目 1980- 1006
西大寺北幹線 - 49	奈良市西大寺新田町 2568- 3	奈良市西大寺新田町 2568- 8
五条幹線 - 188	奈良市五条二丁目 670- 3	奈良市五条二丁目 630- 2
奈良幹線 - 121	奈良市大安寺西三丁目 1 - 1	奈良市大安寺西三丁目 1 - 1
奈良幹線 - 122	奈良市大安寺西三丁目 1 - 3	奈良市大安寺西三丁目 1 - 6
奈良幹線 - 123	奈良市大安寺西三丁目 1 - 16	奈良市大安寺西三丁目 1 - 15
都跡幹線 - 230	奈良市法華寺町 376	奈良市法華寺町 357- 1
都跡幹線 - 231	奈良市法華寺町 371- 7	奈良市法華寺町 371- 1
都跡幹線 - 232	奈良市法華寺町 357- 1	奈良市法華寺町 357- 1
藤原幹線 - 36	奈良市藤原町 36	奈良市藤原町 26- 1
藤原幹線 - 37	奈良市藤原町 61- 1	奈良市藤原町 90
明治幹線 - 202	奈良市神殿町 391- 3	奈良市神殿町 391- 18
大安寺第 1 幹線 - 201	奈良市東九条町 1154- 13	奈良市東九条町 1134- 12
東九条幹線 - 146	奈良市東九条町 441- 1	奈良市東九条町 439- 1

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町 16番地 奈良県浄化センター
(平成 16年 9月 27日 揭示済)

奈良市告示第 490号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 大川 靖 則

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 16年 10月 12日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市登美ヶ丘二丁目、百楽園一丁目、西登美ヶ丘七丁目、西大寺新田町、五条二丁目、大安寺西三丁目、法華寺町、藤原町、神殿町及び東九条町の各一部

おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 9月 29日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 許可の年月日及び番号
平成 15年 6月 17日 奈良市指令都整開第 03A - 11号
- 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成 16年 9月 29日 第 883号

- (2) 公共施設 平成 16年 9月 29日 第 374号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市大宮町一丁目 38番地の 1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市中央区本町二丁目 5 番 7 号
丸紅株式会社 代表取締役 中川 敏夫
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本 1589番地
株式会社森下組 代表取締役社長 森下 秀城
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市大宮町一丁目 38番地の 1 の一部
(平成 16年 9月 29日 揭示済)

奈良市告示第 491号
生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 50条の 2 の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。
平成 16年 9月 29日
奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
竹澤医院	奈良市西大寺北町三丁目 4 - 6	平成 16年 9月 30日

(平成 16年 9月 29日 揭示済)

奈良市告示第 492号
生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 50条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。
平成 16年 9月 29日
奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
岩佐クリニック	奈良市朝日町一丁目 3 - 1	平成 16年 9月 30日
池内皮フ科	奈良市中登美ヶ丘四丁目 3	平成 16年 9月 30日
中野歯科診療所	奈良市西大寺東町二丁目 1 - 63サンワシティ西大 寺 3 F	平成 16年 9月 30日
須基内科医院	奈良市南京終町一丁目 109- 1	平成 16年 9月 30日
アップル歯科医 院	奈良市学園北一丁目 8 - 8 サンライトビル 5 F	平成 16年 9月 30日
上田クリニック	奈良市西大寺栄町 2 - 9 中畑ビル 3 F	平成 16年 9月 30日

(平成 16年 9月 29日 揭示済)

奈良市告示第 493号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 49条の規定により医療機関の指定をしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 9月 29日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人鉄仁会 中野歯科診療所	奈良市西大寺東町二丁目 1 - 63サンワシティ西大 寺 3 F	平成 16年 10月 1日
医療法人池内皮 フ科	奈良市中登美ヶ丘四丁目 3 アップル学園前 1 F	平成 16年 10月 1日
医療法人鈴懸 岩佐クリニック	奈良市朝日町一丁目 3 - 1	平成 16年 10月 1日
メディカルプラ ザ薬師西の京	奈良市七条町 95- 1	平成 16年 10月 2日
こばやし耳鼻咽 喉科	奈良市学園北一丁目 9 - 1 パラディ 5 F	平成 16年 10月 1日
医療法人須基内 科医院	奈良市南京終町一丁目 109- 1	平成 16年 10月 1日
アップルデンタ ルクリニック	奈良市学園北一丁目 9 - 1 パラディ 5 F	平成 16年 10月 8日
うえなか歯科ク リニック	奈良市学園北一丁目 8 - 8 サンライトビル 5 F	平成 16年 10月 1日
上田クリニック	奈良市西大寺東町二丁目 1 - 63サンワシティ西大 寺 3 F	平成 16年 10月 1日

(平成 16年 9月 29日 揭示済)

奈良市告示第 494号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 16年 9月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 9月 30日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 16年 9月 30日 揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 7号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する

訓令を次のように定める。

平成 16年 9月 27日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市職員の勤務時間等に関する規程（昭和 44年奈良市訓令甲第 3号）の一部を次のように改正する。

別表児童課の項に次のように加える。

フセ アン タリ ー・ サポ ー ト・	一 般 事 務 職	日勤	午前 8 時 30分から 午後 5 時 15分まで	45分	日曜日 及び火 曜日
---------------------------------------	-----------------------	----	------------------------------	-----	------------------

附 則

この訓令は、平成 16年 10月 1日から施行する。

(平成 16年 9月 27日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第 9号

地方自治法第 242条第 9項の規定により必要な措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成 16年 9月 30日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中 嶋 肇
同 土 田 敏 朗
同 吉 田 文 彦
奈消局総第 156号
平成 16年 9月 27日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
同 中 嶋 肇 様
同 土 田 敏 朗 様
同 吉 田 文 彦 様

奈良市長 大川 靖 則

住民監査請求の監査結果に対する措置について（通知）

平成 16年 7月 26日付け奈監第 7号で勧告のあったことについて、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第 242条第 9項の規定に基づき通知します。

記

1 勧告の内容

自治体消防 55周年記念大会の参加負担金から支出された費用の内、宿泊費の一部として支払われた飲み物料 1,071,110円、コンパニオン料 1,984,500円及びその他の経費 1 日目 415,695円、2 日目 202,800円の合計額 3,674,105円を参加者 327人で除した額 11,235円に奈良市の参加者 9人分を乗じた額 101,115円を市の被った損害額とし、

その補填のために必要な措置を平成 16年 9月 30日までに講じること。

2 講じた措置

監査委員の判断を真摯に受け止め、9月 14日奈良市が被った損害額 101,115円の返還について（財）奈良県消防協会奈良支部 支部長 辰巳道憲に通知した結果、9月 24日返還納入されたことを確認しました。

(平成 16年 9月 30日揭示済)

奈良市監査委員告示第 10号

地方自治法第 252条の 3第 6項の規定により、平成 15年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表します。

平成 16年 9月 30日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中 嶋 肇
同 土 田 敏 朗
同 吉 田 文 彦

奈 水 第 1090号

平成 16年 9月 21日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
同 中 嶋 肇 様
同 土 田 敏 朗 様
同 吉 田 文 彦 様

奈良市長 大川 靖 則

平成 15年度包括外部監査結果に対する措置について（通知）

このことについて、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 252条の 3第 6項の規定に基づき通知します。

平成 15年度包括外部監査結果に対する措置状況

1 水道事業会計の財務事務及び経営に係る事業管理について

1 適正な会計処理

【監査結果の要旨】

料金課窓口や集金職員用、あるいは西部営業所窓口の釣銭用などに準備されている現金を貸借対照表では短期貸付金として計上しているが、現金預金として計上すべきである。

また、水道料金など収納業務の委託保証金として預かっている有価証券を貸借対照表では有価証券として計上しているが、保管有価証券として計上すべきである。

奈良市水道局では退職給与引当金を計上しておらず、退職手当を支給した際に退職給与金という繰延資産に計上している。しかし、退職給与金を繰延資産へ計上するのは地方公営企業法の拡大解釈であり、現在すでに計上されている退職給与金 880,637千円の資産性には疑義があるため、早期に費用処理することが必要である。

上記の退職給与金とあいまって、退職金は職員の勤

務期間に依りて発生すると考えて、将来の退職金支出に備えるために退職給与引当金を計上する必要がある。

また、これに関して地方公営企業法、その他関係法令などに明確な会計基準がないことから、奈良市水道局で経過措置の処理を含めて、基準を定め、会計規程のなかに明確に記載する必要がある。

退職給与引当金制度へ移行した場合には、退職給与引当金繰入額についても、人件費と同様に営業部門と建設部門の職員に係る人件費に分類し、かつ、資本的支出へ配賦された退職給与引当金繰入額は、有形固定資産の取得価額に含めることとなる。

無形固定資産のダム使用権の減価償却開始時期が、奈良市水道局会計規程に準拠していなかった。なお、地方公営企業法施行規則第9条第5項では、翌年度もしくは翌月のほか、取得の当月から減価償却を行うことも認められており、奈良市水道局会計規程の変更を検討する余地がある。

また、布目ダム建設事業費割賦負担金 20,657,638千円については、負担金の確定額通知が平成4年8月であり平成4年10月から減価償却を開始しているが、布目ダムは平成4年4月から供用開始されており、平成4年4月に遡って減価償却を開始すべきであった。

受託配水管改良費として執行される工事物件のうち、複数年度にまたがる工事物件の取得原価には事務費（共通費）の配賦がなされていない。年度内に着工・完了する工事物件と同様に、配賦計算の対象とすべきである。

取替用の量水器は購入時に費用処理し、新規取付用の量水器は購入時に固定資産に計上しているが、購入時は貯蔵品として計上し、払出時に費用または固定資産に振り替えるべきである。

浄水課で保管している次亜塩素酸ナトリウム、苛性ソーダ、ポリ塩化アルミニウムは、購入時に費用処理しているが、購入時は貯蔵品として資産計上し、使用した時点で費用処理すべきである。

【措置の内容】

平成15年度末に、短期貸付金については現金預金に、有価証券については保管有価証券に計上しました。（経理課）

退職給与引当金処理に変更する場合、経過措置を含め費用負担の増加が多に上り財政状況に大きく影響します。監査結果にある退職給与金に係る会計処理については、急激な料金へのはねかえりを避けながら、今後実施に向けて検討します。（総務課）

平成16年4月1日付けで奈良市水道局会計規程を一部改正して、資産を取得した当月からも減価償却を行うことができることとしました。また、減価償却の開始すべき時期についても、今後において規程等に準拠した方法で行います。（経理課）

年度繰越した工事について、平成15年度の決算から事務費を配賦しました。（工務課）

取替用及び新規取付用の量水器については、平成16年度中に奈良市水道局会計規程及び会計帳簿等の様式に関する規程を一部改正するとともに、量水器の保管場所を整備し、平成17年度予算において貯蔵品購入限度額を計上したうえで、平成17年度から貯蔵品として取り扱うこととしました。（料金課）

浄水課で保管している浄水処理用薬品については、平成16年度中に奈良市水道局会計規程及び会計帳簿等の様式に関する規程を一部改正するとともに、平成17年度予算において貯蔵品購入限度額を計上したうえで、平成17年度から貯蔵品として取り扱うこととしました。（浄水課）

2 人件費

【監査結果の要旨】

奈良市と奈良市水道局間では相互に職員の異動があり、この職員の退職手当については、退職時に所属していた部局で退職手当全額を負担することとしている。しかし、この負担方法によると、独立採算の原則が適用されている奈良市水道局の財務状況を正しく把握することができない。

退職手当費用を正しく把握し、負担するために、職員の異動の際には各職員の所属期間に応じた退職給与引当金相当額を異動先に支払う仕組みを整備し、運用することが有用である。

【措置の内容】

退職金の負担割合については、今後の職員の異動状況も考慮しながら、市と協議を進めていきます。（総務課）

3 固定資産・量水器などに係る事務の執行

【監査結果の要旨】

固定資産台帳と現物を照合したところ、現物確認不能、除却漏れと考えられる固定資産台帳不備が発見された。実際の照合作業は各課が行うことが合理的と思われるが、照合の結果については経理課長が確認しなければならない。なお、規程には求められていないが、現物を特定するためにも、ラベル貼付などにより奈良市水道局保有の備品であることを明らかにすることが望ましい。

固定資産の除却手続きについて、管理者が1年分の除却をまとめて年度末に決裁しており、決裁前に廃棄が行われているものがあることが判明した。奈良市水道局会計規程第109条第1項により全ての除却についてその都度管理者の決裁を受けることは非効率であり、金額基準を設けるなどして部長もしくは課長に決裁権限を委譲することが望ましい。

水質管理課で使用している検査機器のうち、リース契約終了後リース会社から無償で譲り受けている資産が存在したが、固定資産台帳上は何ら記録されていなかった。適正な見積価額により固定資産台帳に記録することが必要である。

上水道施設移管（無償譲渡）願の日付を書き換えて

いるものが 1 件発見された。日付を変更する必要がある場合は、作成者の合意のうえ変更しなければならない。

西部営業所にある量水器の伝票様式が不十分であった。また、業者受渡の際の伝票管理が不十分であった。日々の数量管理を徹底する必要がある。

また、在庫を多く保有するという事は、在庫保管コストや保管業務が増大するため、在庫数量は最小限にとどめるよう発注量を適正に管理する必要がある。

さらに、取替用の量水器のうち一部が倉庫に入りきらず、ボイラー室に置かれていた。また、置き場が、口径ごとにまとめられておらず、必ずしも入庫が古いものから順に使われていなかった。発注量を管理することで在庫数量を適正規模とし、量水器の置き場を整理することが必要である。

水質管理課で保管されている薬品について、劇薬を除いて在庫管理帳票が作成されておらず、劇薬についても帳票と現物との定期的な照合は行われていなかった。また、浄水課で保管している次亜塩素酸ナトリウム、苛性ソーダ、ポリ塩化アルミニウムについても同様であった。財産の管理、安全性の確保といった観点から、在庫管理帳票の作成と定期的な現物棚卸による在庫管理を行うべきである。

【措置の内容】

包括外部監査人が現物照合して固定資産台帳不備が発見された資産等も含め、再度精査し必要な除却手続きを行いました。

また、固定資産の管理については、平成 16年度から経理課長が主管課長に固定資産リストを配付し、主管課長は現物確認し、特に備品についてはラベルを貼付したうえで、現物確認の結果を経理課長に報告することとしました。(経理課)

固定資産の除却手続きについて、平成 16年 4月 1日付けで奈良市水道局会計規程、会計帳簿等の様式に関する規程及び奈良市水道局事務専決規程を一部改正して、除却様式の統廃合並びに専決規定を新設し除却手続きの効率化を図りました。(経理課)

当該資産については、平成 15年度末に適正な見積価額により固定資産に計上しました。また、今後も本件のような無償譲受資産については、適正な見積価額により漏れ落ちなく固定資産に計上することとしました。(水質管理課、経理課)

上水道施設移管願の日付を書き換える必要がある場合は、作成者の合意のうえ変更しなければならない旨を周知徹底しました。(工務課)

量水器の入出庫伝票を見直し、保管場所を整備したうえで、平成 17年度から量水器を貯蔵品扱いとすることにより適正管理に努めます。(料金課)

水質管理課で保管しているすべての薬品について、在庫管理帳票を作成し、定期的に現物棚卸を実施することとしました。また、浄水課で保管している浄水処

理用薬品については、適正な在庫管理を行うために、平成 17年度から貯蔵品として取り扱うこととしました。(水質管理課、浄水課)

4 契約に係る事務の執行

【監査結果の要旨】

奈良市水道局事務専決規程第 3 条により、部長の決裁が必要であったにもかかわらず、課長までの決裁しかうけていない支出伝票があった。契約事務手続の重要性にかんがみ、承認体制を徹底する必要がある。

【措置の内容】

支出伝票の決裁を含め、承認体制の厳格化について、周知徹底しました。(経理課)

5 金銭管理

【監査結果の要旨】

奈良市水道局会計規程第 53 条では、支出伝票に添付すべき請求書または支払調書には、債権者の押印と係員の認印が必要である旨が規定されているが、支払調書にまで債権者の押印を行う必要性はないものと考えられる。よって、実態に即した会計規程への変更を検討する必要がある。

【措置の内容】

平成 16年 4月 1日付けで奈良市水道局会計規程を一部改正して、支払調書への債権者の押印を不要としました。(経理課)

奈財財第 327号

平成 16年 9月 21日

奈良市監査委員 吉田 肇 様
同 中 嶋 肇 様
同 土 田 敏 朗 様
同 吉 田 文 彦 様

奈良市長 大川 靖 則

包括外部監査の結果に対する措置状況について(通知)

平成 16年 3月 24日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成 15年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について

1 宅地造成事業費特別会計について(用地課)

【監査結果の要旨】

(1) 売却可能土地への原価振替について

宅地造成事業においては、保有する土地の性質を同じくし、かつ短期に売却することが確実に見込まれる場合、回収が見込めない原価を他の売却可能土地に負担させることが許されるとする考え方もあるが、中ノ川造成事業用地はその利用の目処が立っておらず、外部へ売却する見込みが低い土地であり、宅地造成事業費特別会計から一般会計に売却される可能性が高いことを踏まえると市全体で見れば損失の繰延べに過ぎず、

地方公営企業法第 20条の経営成績を適正に表示しているとは言いがたく、原価の振替処理は認めがたい。

【措置の内容】

中ノ川造成事業用地については、A社奈良工場移転に伴う代替地としての活用が中止となった後、(仮称)市民憩いの森としての整備計画の検討を進めていたことから、売却可能土地であると判断し、他の売却土地の原価を中ノ川造成事業用地に原価振替えを行ないました。

今後は、原価振替えの必要が生じた場合、完成土地の中で、事業計画が決定している土地への原価振替えを検討します。

【監査結果の要旨】

(2) 退職給与引当金について

宅地造成事業費特別会計に所属していた職員が平成元年度に一般会計に異動したことにより、専任職員は所属していないが平成 14年度末現在で 41,221千円の退職給与引当金残高だけが計上されている。当該職員の退職時には、在籍期間に応じて宅地造成事業費特別会計も退職金を負担し、現在計上されている退職給与引当金を取り崩して退職金支払にあてなければならない。

【措置の内容】

現在、職員の給与については一般会計で負担していますが、宅地造成事業費特別会計の退職給与引当金については、特別会計を閉鎖する際に取り崩しを行い、精算しようと考えております。

【監査結果の要旨】

(3) 長期保有土地について

秋篠町

(ア) 会計区分の適正化

都市計画道路「大和中央道」および「奥柳登美ヶ丘線」の代替地造成のため国有地を買い受けたものであるが、一部の土地は緑地としての用途指定があることから、公園として整備したうえで一般会計に無償で所管換えされている。この結果、当該公園用地の土地購入費や造成費用は全て宅地造成事業費特別会計が負担しており、これらの費用が全て完成土地の原価に含まれる結果となっているが、緑地部分については、そもそも一般会計で購入すべきであったと考える。

(イ) 土地簿価の評価減の必要性

地価の長期低迷により時価下落率が 80.6%となっているが、緑地部分を除いても簿価 355.31千円 / m²と時価 99.96千円 / m²の下落率は 71.9%となる。したがって、地方公営企業法第 20条にしたがって財政状態を適正に表示するために、土地の帳簿価額を販売可能となる時価まで評価減すべきである。

【措置の内容】

(ア) 工事施工に伴い、都市計画法第 29条の規定に基づく開発行為の許可を受けており、緑地については、他の公共施設とともに都市計画法第 32条の規定により奈良市に無償で帰属するとの協議を行なっている

ため、公園として整備したうえで一般会計に無償で所管換えを行いました。

(イ) 平成 15年 9月に、国より公共事業の代替地としての用途指定解除を受けましたが、今後、一般公募をする際には実勢価格での売却を検討します。

【監査結果の要旨】

石木町

(ア) 土地簿価の評価減の必要性

公共事業用地の代替地として取得したが造成完了後、未販売となっている。当初予定していた用途で利用が見込まれない場合は、損失発生が予想されるか否かにかかわらずすみやかに用途変更を行って処分すべきである。地価の長期低迷により、時価下落率が 63.2%となっている。よって、地方公営企業法第 20条にしたがって財政状態を適正に表示するために、土地の帳簿価額を販売可能となる時価まで評価減すべきである。

【措置の内容】

(ア) 公共事業の代替地として保有していますが、今後、用途変更し、一般公募をする際には実勢価格での売却を検討します。

【監査結果の要旨】

青山六丁目

(ア) 土地簿価の評価減の必要性

公共事業用地の取得に伴う代替地用地の確保のため買受け、市が造成したが、現在の帳簿価額は実勢価額と乖離しており、5年以上販売実績がないことから考えても帳簿価額での販売は不可能と判断せざるを得ない。閑静な郊外の住宅地域であり、利用を希望する住民に適正な価額で販売することは奈良市として当然の責務であると思われる。地価の長期低迷により時価下落率が 44.3%であり、地方公営企業法第 20条にしたがって財政状態を適正に表示するために、土地の帳簿価額を販売可能となる時価まで評価減すべきである。

【措置の内容】

(ア) 現在、実勢価格での売却を検討しております。

【監査結果の要旨】

富雄川西二丁目

(ア) 土地簿価の評価減の必要性

富雄駅前再開発事業の代替地として奈良市土地開発公社に委託して取得後、再開発事業が中止となったため用途変更し、分譲宅地として一般公募したが、平成 14年 8月を最後に 1年以上販売実績がない状態である。地価の長期低迷により時価下落率が 34.5%であり、地方公営企業法第 20条にしたがって財政状態を適正に表示するために、土地の帳簿価額を販売可能となる時価まで評価減すべきである。

【措置の内容】

一般公募後、現在も問い合わせがあり、郵送でパンフレットを希望される方もあることから、もう少し当初価

格での売却に努力していきたいと考えています。

2 奈良市土地開発公社について

【監査結果の要旨】

(1) 供用済土地

土地の買戻し(財政課)

奈良市土地開発公社が先行取得した土地は、奈良市が事業の用に供する段階において買戻すことが予定されているが、財政上の理由によるところが大きいが、この契約に反して土地の買戻しを行わずに事業の用に供している土地が存在している。供用済土地と一部供用済土地を合わせた 39,570.01㎡、1,329,918千円の土地については、早急に買戻す必要がある。

使用許可の申請(土地開発公社)

奈良市土地開発公社の土地を奈良市が使用する場合、奈良市公有財産規則に準じて使用許可申請書を奈良市土地開発公社に提出するとしているが、使用許可申請書を査閲したところ、奈良市長名で奈良市土地開発公社理事長宛に提出されているにもかかわらず、公印を省略しているものが散見された。使用許可申請書は軽易なものと考えられず、奈良市文書取扱規程第 25条にもとづき、必ず公印を押印することが必要である。

【措置の内容】

長引く景気低迷や地価の下落等により、主たる財源である市税収入の減少が続き、財政状況が悪化していることから買戻しが進まない状況にあるが、平成 15年 10月に設置した「奈良市土地開発公社経営健全化検討委員会(以下、検討委員会という。)」において、今後の対応策を検討し、その方針決定に基づき、年次の・計画的な買戻しを進めてまいります。

使用許可申請書の提出に際しては、公印の押印を徹底します。

【監査結果の要旨】

(2) 土地の取得手続(土地開発公社)

平成 7年度以前の土地取得手続上の不備について土地の取得に係る事務の執行状況について検討したところ、過年度の取引に関連して、書類の記載事項や決裁などが形骸化していることを示す問題点が発見された。法規に則って事務を執行しなければならなかった。

公共用地取得依頼契約書について

奈良市および奈良市土地開発公社の間で使用されている公共用地取得依頼契約書には買取予定価額が明示されていない。また鑑定を実施していない段階であり、かつ買取価額には利息などの不確定要素があるため、ある程度の見積もりにならざるを得ないが、財源手当の実現性を検討するためにも、おおよそどの程度の支出が見込まれるかは明示することが望ましい。

【措置の内容】

今後、事務処理の適正化に留意します。

買取予定価格を明示します。

【監査結果の要旨】

(3) 会計処理について(土地開発公社)

保有土地の原価計算

ア) 販売費および一般管理費と土地取得原価との区分について

土地開発公社経理基準要綱第 1条によれば、「公社の販売および一般管理業務に関して経常的に発生したすべての費用は、販売費および一般管理費に属するものとする」とされており、第 4条では、「取得原価とは、用地費、補償費、工事費等のほか(中略)取得又は造成に従事する職員の人件費その他の附随費用を含むものとする」とされている。

しかしながら奈良市土地開発公社では、電話料金や銀行手数料などの費用までほぼ全額土地の取得原価に含めている。平成 14年度に土地の取得原価に含められた金額のうち、その他の諸経 2,571千円は販売費および一般管理費として計上しなければならない。

イ) 支払利息および事務費の按分

各年度で発生した支払利息および事務費は事業別に按分して土地の取得原価に加算しているが、支払利息の按分計算に当たり、取得年度の古い土地に利率の低い借入金の利息を振当てる計算を行っている。しかしながら、現年度取得分を除いては保有土地と借入金との間に対応関係はなく、公社の原価計算に合理性は認められない。年度を通じて保有していた土地に対しては、支払利息を原価の比で一律に按分すべきである。また、土地取得代金の支払が年度をまたがった場合、当該土地に対する利息の按分額が過大となっていた。借入期間に対応して利息を按分する必要がある。

貸借対照表および損益計算書の様式

奈良市土地開発公社の貸借対照表、損益計算書の報告様式および勘定科目は土地開発公社経理基準要綱に定められたものと異なっており、早急に定められた用語、様式および作成方法に修正する必要がある。

附属明細表の作成および開示

土地開発公社経理基準要綱第 62条から 64条に定める附属明細表のうち「公有用地明細表」「長期借入金明細表」「基本金明細表」の 3表を作成する必要があるが、いずれも作成されていない。すみやかに附属明細表を作成して開示を行う必要がある。

【措置の内容】

ア) 平成 17年度予算より、経常的に発生した費用は、販売費および一般管理費として経理します。

イ) 年度を通じて保有していた土地に対しては、支払利息を原価の比で一律に按分するとともに、土地取

得代金の支払が年度をまたがった場合は、借入期間に
応じた按分計算を行ないます。

平成 17年度予算より、土地開発公社経理基準要綱に
定められた用語、様式および作成方法に修正します。

今後、附属明細表を作成し、開示します。

【監査結果の要旨】

(4) 事業報告書の記載面積について(土地開発公社)

奈良市土地開発公社の事業報告書の一表として財産
目録があり、公有地の面積は 384,184.78㎡(平成 15年
3月 31日現在)と開示されている。しかし、JR奈良
駅周辺整備事業に含まれる土地のうち、従前地の面積
で記録されているものがあつた。不動産表示としては、
仮換地指定を受け仮換地を使用収益する権利を有して
いるため、仮換地後の面積で開示すべきである。この
結果、2,168.37 の差異が発生しているため修正が
必要である。

【措置の内容】

財産目録の面積を、仮換地後の面積に修正しました。

【監査結果の要旨】

(5) 規程の整備状況について(土地開発公社)

奈良市土地開発公社には各種規程が存在するが、奈
良市土地開発公社業務方法書が平成 14年 4月 1日に最
終改訂された以外は、全て昭和 58年度以前の改訂で終
わっており、しかもこれらの改訂は手書きで修正され
ており訂正印もない。実質的な規程が存在していない
状態であるが、独立した法人である以上、実態に即し
た規程を整備しておく必要がある。

【措置の内容】

規程の整備に取り組みます。

(6) 長期保有土地について

【監査結果の要旨】

JR奈良駅周辺整備事業(市街地整備課)

ア) 事業具体化後の用地取得

JR奈良駅周辺地区新都市拠点整備事業の一環で
ある(仮称)シルクロードタウンツーリストセンタ
ー建設事業用地として取得された土地に関する決裁
伺い書等を見つめたところ、すべて平成 4年 3月 25
日付けであった。また、添付されている(仮称)シ
ルクロードタウンツーリストセンター事業計画書(案)
には、管理運営は第三セクター(予定)、施設
規模は未定など、不確定な事項が存在しており、具
体的な事業計画がないうちに土地を先行取得してい
たことがうかがえる。このような経緯から 100億円
にものぼる未利用地が残っていると云わざるをえな
い。

イ) 補償金の妥当性

上記の土地について平成 15年 7月から、一括利用
による土地の交渉権を奈良市が持つ代わりに地権者
に補償金を支払う協定を地権者 5人と締結し、平成
13年度まで、総額で 91,493千円の補償金を支払って
いる。しかし、奈良市は平成 13年 7月に誘致活動の

中止を決定したにもかかわらず、土地地権者に対し
て補償金を支払い続けており、平成 13年 8月から平
成 14年 3月に対応する補償金 25,334千円の支出意義
が乏しい。

ウ) 目的変更と買戻し手続の実施

駐車場建設事業用地として購入している土地は、
当初より具体性のない事業であり、土地自体も明ら
かに宅地である。宅地であることが明確である以上、
目的変更を行ったうえで周辺の保留地と同様に民間
に売却することにより、一刻も早く資金化し、奈良
市土地開発公社が払い続けている利息負担を軽減す
べきである。

エ) 事業計画の見直し

(仮称)シルクロードタウンツーリストセンタ
ー建設事業用地は、売買契約において、指定用途、指
定期間が定められていたが、事業が進捗せず、奈良
市土地開発公社からの買戻し期日を延期しているが、
買戻し期日を安易に先送りして金利などの負担を増
大すべきでない。また、当該用地はJR奈良駅前の
一等地であり、現状のまま放置することは奈良全体
の価値を下げることもなるため、社会経済的見地
からみても土地の将来利用に向けた事業計画を早急
に検討する必要がある。

【措置の内容】

ア) 当時、(仮称)シルクロードタウンツーリス
トセンターは、なら 100年会館やコミュニティ住宅と同
じくJR奈良駅周辺地区新都市拠点整備事業の一環
として、国際文化観光都市奈良を訪れる観光客への
サービス施設として計画されており、その事業用地
として取得したものです。

イ) 進出企業の誘致活動を進めるにおいて、土地の使
用制限をせざるをえなくなり、その担保として補償
契約を締結しましたが、平成 13年度においては、年
度中に百貨店誘致事業の中止が決定しましたが、補
償契約期間内であったことから、引き続き別の利用
方法の模索を行ない、土地利用の具体化に努めたと
ころです。

ウ) 検討委員会において土地利用目的の見直しや暫定
利用など今後の対応策を検討中であり、その方針決
定に基づき、年次的・計画的な買戻しを進めてま
いります。

エ) 土地売買契約に定められていた指定用途、指定期
間等の解除及び削除に関する願い出については、平
成 16年 8月に承認を受けております。

今後は、検討委員会において土地利用目的の見直
しや暫定利用など対応策を検討中であり、その方針
決定に基づき、早期の事業化を図るとともに年次的
・計画的な買戻しを進めてまいります。

【監査結果の要旨】

JR奈良駅付近連続立体交差事業(都市計画課)

ア) 事業計画の見直し

J R 奈良駅付近連続立体交差事業の線路用地として取得したが、土地が不要になることが判明した平成 5 年度以降、工事ヤードとしての利用の可能性、屋外広告用看板等の保管場所などの利用方法を検討しているものの具体化しておらず、事実上放置された状態である。放置しておくことにより利息費用や管理費用が発生することになるため、事業計画を見直すべきである。

【措置の内容】

ア) 検討委員会において土地利用目的の見直しや暫定利用など今後の対応策を検討中であり、その方針決定に基づき、年次的・計画的な買い戻しを進めてまいります。

【監査結果の要旨】

中ノ川造成事業(用地課)

ア) リスク分担の明確化

当初の計画開始時点で奈良県および民間企業 A 社とのリスク分担を明確にしておくべきであったにもかかわらず、取り決めを行っていなかった結果、土地取得に係る借入金の利息および地価下落による損失は最終的に市がほぼ全て負担する結果となっている。民間企業 A 社から 633,000千円の寄附をうけているものの、これは水道工事負担金など計画中止により無駄となることが明らかになった経費のみであり、土地取得費用に係る借入金利息や地価下落による損失については全く考慮されていない。

さらに、昭和 58 年当初の覚書では奈良県と奈良市の立場は同等であり、奈良県が計画中止による損失を何ら負担していないことは、衡平を欠くとも思われる。

イ) 教育委員会の無償利用

野球場およびアーチェリー場として教育委員会が無償で利用している宅地造成事業費特別会計が有している土地については、地方公営企業法第 17 条の 2 の独立採算制の原則により、その利用に際しては、適正な賃貸料を奈良市から徴収すべきである。

【措置の内容】

ア) 平成 12 年に移転計画が中止になった後、奈良県に対して財政負担の申し入れをいたしました。奈良県においては工場跡地の整備には協力するが、中ノ川町の移転用地については財政負担する立場がなく、許認可等の側面からの協力にとどめるとの考えであり、工場移転の中止に関しては、日本経済の低迷にも原因があることから、それ以上の申し入れは行なっていません。

イ) 宅地造成事業費特別会計として、貸付料と管理費を比較検討した結果、管理費の負担は大きくなると判断して、奈良市行政財産使用料条例第 6 条第 1 項の規定に基づき貸付料を減免し、教育委員会で責任をもって管理することとしています。

【監査結果の要旨】

公園建設事業(街路公園課)

ア) 早急な事業化

鴻ノ池運動公園の来園者用駐車場用地として取得したが、既に平成 6 年度に都市計画申請を行なっている同公園のアーチェリー場整備後に市が買戻して造成を開始する予定になっている。あくまで未着工のアーチェリー場整備後に着手するものとされているが、当該用地は既に駐車場として整備可能な状態であり、鴻ノ池運動公園利用者の利便性の観点からも、遊休地としておくことは合理性を欠くものと思われるので当該駐車場用地については早急に事業化すべきである。

【措置の内容】

ア) 国庫補助事業として早急に事業化することは困難な状況であることから、検討委員会において土地利用目的の見直しや暫定利用など今後の対応策を検討する中で、その方針決定に基づき、年次的・計画的な買い戻しを進め、事業化を図ってまいります。

【監査結果の要旨】

西ふれあい広場建設事業(街路公園課)

ア) 事業計画の明確化

西ふれあい広場より優先的に着手すべき古市公園の用地ですら未だ奈良市による買戻しは行われておらず、西ふれあい広場建設事業が早期に着工される見通しは極めて低い。他の目的での利用も検討されているとのことであるが、必要性を勘案しつつ早急に事業計画を明確化する必要がある。

【措置の内容】

ア) 検討委員会において土地利用目的の見直しや暫定利用など今後の対応策を検討する中で、その方針決定に基づき、年次的・計画的な買い戻しを進め、事業化を図ってまいります。

【監査結果の要旨】

国際交流センター事業用地(国際交流室・文化振興課)

ア) 事業計画の見直し

「ならまち賑わい構想」の中で(仮称)奈良国際交流センター用地として取得したが、立地条件、資金計画およびスケジュールなどを定めた事業実施計画が当初より作成されておらず、また、奈良市による土地の買戻しがストップした平成 5 年度以降、事業は全く進行していない。隣の奈良市所有地を合わせれば、市道に面した 2,631.90㎡の広さを持つ土地となるが、現在はほとんど使用しておらず、何らの対策もなされず放置されている。事業計画の見直しとともに有効利用の検討を早急に行うべきである。

イ) 目的変更と買戻し手続の実施

購入して 2 年後に日本家屋の全面改築を行い、4 年目から奈良市ならまち振興館として使用している。ならまち振興館の設置目的には国際文化の向上も含まれており、また奈良市国際ボランティア協会的事

務所も置かれているなど、国際交流センターと全く関係がないとはいえないが、ならまち振興財団の事務所が置かれていることなどから考えると、一部目的外使用されているといわざるを得ず、このような事業の進め方は不当であり、早急に土地および建物の目的替えと買戻しを行い、しかるべき手続を経るべきである。

ウ) 管理部署の一元化

奈良市土地開発公社の保有地でありながら、8年間もならまち振興財団が本格的に使用を続けており、土地と建物の管理部署が異なる状態が継続している。こうした状態では土地の買戻しが行われる可能性は乏しいと思われる。用地と建物を一体で管理すべきである。

【措置の内容】

ア) 隣接する市有地は、東消防署の建替えに伴う仮庁舎用地として利用予定ですが、検討委員会において市有地との一体的な土地利用目的の見直しや暫定利用なども含め今後の対応策を検討する中で、その方針決定に基づき、年次的・計画的な買戻しを進め、事業化を図ってまいります。

イ) 検討委員会において目的外使用となっている土地の今後の対応策を検討する中で、その方針決定に基づき、必要な事務手続きをとるとともに、年次的・計画的な買戻しを進めてまいります。

ウ) 管理部署の一元化についても、目的外使用となっている土地の今後の対応策を検討する中で、その方針決定に基づき、必要な見直しを進めてまいります。

【監査結果の要旨】

ならまちセンター駐車場拡張事業(交通政策課)

ア) 供用済土地の買戻し

平成4年9月には奈良県知事に事業認定申請書を提出しているが、買戻しをせずに事務所を建設し、駐車場として使用していることは問題である。早急に買戻す必要がある。

【措置の内容】

ア) 検討委員会において、土地利用目的の見直しや暫定利用など今後の対応策を検討中であり、その方針決定に基づき、年次的・計画的な買戻しを進めてまいります。

【監査結果の要旨】

ならまち駐車場建設事業(文化振興課)

ア) 事業計画の見直し

ならまち観光客の増加に対応するため駐車場用地として取得したものの、幹線道路からの進入路用地の購入交渉に時間を要し、事業計画策定から8年以上が経過しているが、ならまち駐車場としての程度のニーズがあるのか疑問である。ならまち駐車場としての利便性についての市場調査なども実施したうえで事業を進めるべきである。

【措置の内容】

ア) 検討委員会における土地利用目的の見直しや暫定利用の検討に際しては、当該用地の駐車場としての需要調査も考慮した上で、今後の対応策の検討を進めることとし、その方針決定に基づく早期の事業化と、年次的・計画的な買戻しを進めてまいります。

【監査結果の要旨】

史跡文化センター駐車場事業(文化振興課、福祉総務課)

ア) 事業計画の見直し

事業の計画と経過について事業計画書が発見されず、当初の計画内容や事業の進捗状況について把握できなかった。土地の買戻しもしていない状態で購入目的に関する資料がないという状況は管理が不適切であると言わざるを得ない上、駐車場を建設しないまま平成16年3月には史跡文化センターが閉館する予定であり、当初の事業計画の必要性・実現性に疑問が残る。

なお、史跡文化センターの閉館に伴い当該事業が終了するため、残された土地の処遇について早急に検討する必要がある。

イ) 目的変更と買戻し手続の実施

平成9年度から現在に至るまで社会福祉法人奈良市社会福祉協議会が当該用地に建っている建物を使用し続けているが、これは有効利用の範疇を明らかに超えており、事業用地の目的替えをしたうえで、早急に奈良市が買戻さなければならない。

また、地元自治会の使用について奈良市土地開発公社は関知していなかったが、奈良市土地開発公社所有地の使用にあたっては使用許可申請を行う必要がある。規則にしたがって手続を行わなければならない。

ウ) 賃貸料の請求

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会が使用しているにもかかわらず、賃貸料は全く徴収していない。事業の目的替えと奈良市の買戻しが必要であることはいうまでもないが、それがなされていない現状においては、少なくとも賃貸料を徴収する必要がある。

【措置の内容】

ア) 検討委員会において土地利用目的の見直しや暫定利用など、今後の対応策を検討中であり、その方針決定に基づく対応といたします。

イ) 検討委員会において目的外使用となっている土地対策の今後の対応策を検討中であり、その方針決定に基づき必要な事務手続きをとるとともに、年次的・計画的な買戻しを進めてまいります。自治会の使用に関しては、使用許可申請手続きを要請します。

ウ) 賃借料に関しては、徴収する方向で協議を行ないます。

【監査結果の要旨】

文化振興施設整備事業(文化振興課)

ア) 事業計画の明確化

地元自治会の要望を受け、東大寺転害門周辺に文化施設を建設するために用地確保がなされたが、当初の「事業概要」において、奈良市の買戻時期が明確でないことがうかがえ、事業計画が不明瞭なまま用地の先行取得を行っていることは問題である。今後の事業の進め方を早急に具体化することが必要である。

(イ) 立地条件を考慮した利用方法の検討

当該用地は転害門に隣接する場所であるため、この地域の文化財などの資料展示や講演会などの開催ができる施設を建設する計画であるが、仮に隣接する奈良市保有土地を含めたとしても 278.55㎡に過ぎず、建設用地としては狭すぎると考えられる。目的変更も含めて検討する必要がある。

【措置の内容】

(ア)(イ) 隣接する国宝転害門の存在を考慮しつつ、ならまち北地区の活性化、文化振興の拠点となるような土地の有効活用を検討しております。

3 その他

【監査結果の要旨】

(1) 奈良市土地開発基金保有地の所管換えについて(財政課)

奈良市土地開発基金により取得された土地の内、南部土地改良事業および富雄北小学校用地は既に奈良市の事業の用に供している土地(供用済土地)となっている。奈良市土地開発基金の目的は土地の先行取得であり、供用する場合にはすみやかに担当部署へ所管換えを行う必要がある。

【措置の内容】

財政状況を勘案した上で、検討いたします。

【監査結果の要旨】

(2) 公有財産台帳の整備について(管財課)

宅地造成事業や土地区画整理事業などの事業が継続中の土地については、奈良市の公有財産台帳に記録されていないが、事業が継続中であっても公有財産であることには何ら異なることなく、奈良市公有財産規則第 43条に定められているとおり、「公有財産台帳を調整するとともに、異動の都度補正し、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならない」。

奈良市の保有する公有財産全てについてすみやかに公有財産台帳を整備する必要がある。

【措置の内容】

平成 16年 11月 30日までに、事業が継続中の土地についても管財課に引き継ぎのうえ、公有財産台帳の整備を行いません。

(平成 16年 9月 30日 揭示済)

奈良市監査委員告示第 11号

地方自治法第 199条第 12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成 16年 9月 30日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中嶋 肇
同 土田 敏朗
同 吉田 文彦

企画課

監査結果公表日 平成 16年 6月 4日(奈良市監査委員告示第 6号)

措置結果通知日 平成 16年 9月 24日

【監査の結果】	【措置の内容】
災害ボランティア活動補助金の交付においては、「会の運営を円滑に推進するため」という理由書が添付され、全額前金払されている。前金払については、奈良市補助金等交付規則第 17条第 1項ただし書で認められているが、補助金は原則として完了払であることから、前金払にあたっては、その理由を具体的かつ明確に記載させるとともに、当該課においてもその必要性和交付時期を十分精査されたい。	16年度の災害ボランティア活動補助金については、完了払いとした。

文化振興課

監査結果公表日 平成 16年 6月 4日(奈良市監査委員告示第 6号)

措置結果通知日 平成 16年 9月 24日

【監査の結果】	【措置の内容】
YSKシンフォニックアンサンブル運営補助金の交付においては、「事業の円滑な運営のため前払いをお願いします」という理由書が添付され、全額前金払されている。前金払については、奈良市補助金等交付規則第 17条第 1項ただし書で認められているが、補助金は原則として完了払であることから、前金払にあたっては、その理由を具体的かつ明確に記載させるとともに、当該課においてもその必要性和交付時期を十分精査されたい。	平成 16年度の YSK シンフォニックアンサンブル運営補助金の前金払にあたり、その理由を明確に記載した理由書を添付し当該補助金の交付申請が提出されました。

市民税課

監査結果公表日 平成 16年 6月 4日 (奈良市監査委員
告示第 6号)
措置結果通知日 平成 16年 9月 8日

【監査の結果】	【措置の内容】
郵券保有残高において、前年度からの引継額及び次年度への繰越額が多額となっている。今後は、年間使用額を精査し、計画的予算執行をされるよう要望する。	郵券を購入する際には、在庫残額と使用予定額を十分に把握し、年間使用額を精査したうえで、購入数量を最小限に留め、保有残高の縮減を図っています。また、郵便物の発送にあたっては、できるだけ料金後納制度などを活用することにしました。

(平成 16年 9月 30日 揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 40号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程 (平成 10年奈良市水道局管理規程第 7号) 第 4条第 1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 16年 9月 22日

奈良市水道事業管理者
福田 恵 一

名 称	代表者 氏名	所 在 地	指 定 日
竹田設備 工業所	竹田直弘	奈良県橿原市葛本町 118 番地の 3 クレセ ール橿原 202号	平成 16年 9月 14日

(平成 16年 9月 22日 揭示済)

奈良市水道局管理規程第 13号

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 16年 9月 27日

奈良市水道事業管理者
福田 恵 一

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程
奈良市水道局職員就業規則 (昭和 33年奈良市水道局管理規程第 6号) の一部を次のように改正する。

第 6条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

附 則

この規程は、平成 16年 10月 1日から施行する。

(平成 16年 9月 27日 揭示済)

奈良市水道局管理規程第 14号

奈良市水道局公用車管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 16年 9月 27日

奈良市水道事業管理者
福田 恵 一

奈良市水道局公用車管理規程の一部を改正する規程
奈良市水道局公用車管理規程 (昭和 48年奈良市水道局管理規程第 5号) の一部を次のように改正する。

第 5条第 1項中「道路運送車輛法」を「道路運送車両法」に、「同法第 5条第 1項」を「道路運送車両法施行規則 (昭和 26年運輸省令第 74号) 第 3条の 4」に改め、同条第 2項中「行なう」を「行う」に改める。

第 7条第 1項中「次の各号に掲げる箇所について、それぞれに」を「自動車点検基準 (昭和 26年運輸省令第 70号) 別表第 2 に掲げる点検箇所について、それぞれこの表に」に、「ただちに」を「直ちに」に、「行なう」を「行う」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項各号を削り、同条第 2項中「車輛整備」を「車両整備」に改める。

第 8条第 2項中「行なう」を「行う」に改める。

別記第 4号様式を次のように改める。

第4号様式(第13条関係)

仕業点検日誌

奈良
車名
号年式

係員	所属長	整備管理者	安全運転管理者

点検箇所	点検内容	年 月分																																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
ブレーキ	ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であること。 ブレーキの液量が適当であること。 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。																																		
タイヤ	タイヤの空気が適当であること。 亀(き)裂及び損傷がないこと。 異常な磨耗がないこと。 溝の深さが十分であること。																																		
バッテリー	液量が適当であること。																																		
原動機	冷却水の量が適当であること。 エンジン・オイルの量が適当であること。 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 低速及び加速の状態が適当であること。																																		
灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。																																		
ウインド・ウォッシャー及びワイパー	ウインド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 ワイパーの払拭(しよく)状態が不良でないこと。																																		
前日の運行で異状が認められた箇所	修理済 未修理x																																		
摘	点検者 印																																		
	所属長 印																																		
要	整備状況 記入欄																																		
	月日 法定点検																																		
	月日 臨時点検																																		

印は、二輪車について点検を必要としないもの
 (1) 仕業点検後車両に支障をきたす箇所が認められたときは、速やかに所属長及び整備管理者に報告すること。 (2) 点検の結果良好なときは、印、異状があるときは×印を記入すること。
 (3) 異状がある場合において整備したときは、印を記入すること。

別記第 5 号様式中「第 5 号様式」を「第 5 号様式（第 15 条関係）」に、「公用車管理者」を「所属長」に改め、「昭和」を削り、

「

事故車輛

」を「

事故車両

」に、「相手側事故車輛」を「相手側事故車両」に改める。

別記第 6 号様式中「第 6 号様式」を「第 6 号様式（第 15 条関係）」に改め、「昭和」を削り、「公用車管理者」を「所属長」に、

「

事故車輛		
------	--	--

」を

「

事故車両	種別	登録番号	種別	登録番号
	車台番号	保険証明書番号	車台番号	保険証明書番号

」に、「事故車輛の」を

「事故車両の」に、「事故発生後のとつた処置」を「事故発生後とつた処置」に改める。

附 則

この規程は、平成 16年 10月 1 日から施行する。
(平成 16年 9月 27日 揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 89号

公職選挙法（昭和 25年法律第 100号）第 30条の 1第 2 号の規定により、平成 16年 9月 26日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 16年 9月 27日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

- 1 抹消年月日
平成 16年 9月 27日
- 2 抹消した者の氏名等
別紙のとおり

別紙省略

(平成 16年 9月 27日 揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第 19号

平成 16年奈良市農業委員会臨時総会を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和 32年奈良市農業委員会告示第 3号）第 2 条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 9月 17日

奈良市農業委員長 谷村秀雄

- 1 日時
平成 16年 10月 2 日（土曜日）午後 5 時
- 2 場所

「

事故車輛

」を「

事故車両

」に改める。

別記第 7 号様式中「第 7 号様式」を「第 7 号様式（第 15 条関係）」に改め、「昭和」を削り、「公用車管理者」を「明治所属長」に、「く道」を「人道」に改め、大正 を削り、昭和

奈良市鍋屋町 15番地
共済会館「やまと」 1 階会議室
3 議案
(1) 農業委員の辞任同意について
(平成 16年 9月 17日 揭示済)